

電子納品にかかる質疑応答（平成26年7月）

区 分	質 疑	応 答	備 考
全般事項			
全般1	電子納品を実施するに当たってのメリットはありますか。	発注者にとっては、調査・設計から工事・管理にいたるまで事業のライフサイクルの各段階における情報の電子化と共有化を行うこと等より、品質の向上、コスト縮減、事業執行の迅速化、効率化等を図ることができます。 また、受注者にとっては、コスト縮減、発注者や関連企業間でのより正確で迅速な情報交換、経済的な資材調達等が可能となること等により、企業としての競争力強化につながります。	
全般2	用地関連業務も電子納品対象ですか。	電子納品の対象範囲は原則として、工事、業務とも全件が対象となります。	
全般3	質疑事項についてはどの部署に問い合わせればよいのか。	問い合わせは、「農業農村整備事業の電子納品要領等」webサイトの(https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/3d55.html)へ問い合わせ下さい。各地方農政局の担当部署は、電子納品運用ガイドライン(案)に掲載しています。 なお、農林水産省発注工事または業務の受注者は、まず、発注者の監督職員にお問い合わせ下さい。	
全般4	office2007版以降で作成したWord、Excelのオリジナルファイルについて、拡張子が4文字のためチェックシステムにてエラーが出ます。どう対処すればよいですか。	電子媒体は、ISO9660(レベル1)に準拠しているためエラーとなります。お手数ですが、納品の際はファイルを圧縮して、納品願います。詳細については監督職員と協議願います。	
設計業務等・工事等の電子納品について			
設計工事1	業務・工事中に発生するデータ全てを電子化するのはですか。	電子納品は全ての資料を電子化するものではありません。電子納品要領(案)に従い電子納品物を作成して下さい。	
設計工事2	電子納品要領(案)等のドキュメントは、インターネットからダウンロードできますか。	電子納品要領(案)等電子納品に関する情報は、次のホームページからダウンロードできます。契約時には本ホームページで最新の情報を確認して下さい。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html	
設計工事3	打合せ簿等の様式は、インターネットからダウンロードできますか。	設計業務の打合せ簿様式については、次のホームページに掲載されている「設計業務管理の手引書」にありますので、確認して下さい。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_kanri_tebiki/index.html 工事の打合せ簿様式については、監督職員等から入手して下さい。	
設計工事4	電子納品に係わる電子納品要領(案)等が包含する範囲はどのようになっているのですか。	電子納品運用ガイドライン(案)に対象範囲を示しています。	
設計工事5	「電子化が難しい書類」の判断は、事業(務)所で独自に判断してよいのですか。	差し支えありません。「電子化が難しい書類」とはカタログ類等と想定しています(ただし、電子化しても2次利用がないと想定されるもの)。	

区 分	質 疑	応 答	備 考
要領関係			
要領1	電子納品要領(案)で国土交通省版と農林水産省(農業農村整備事業)版の違いを教えてください。	農林水産省(農業農村整備事業)版の電子納品要領(案)を作成するに当たっては、国土交通省版を参考とし、農業農村整備事業の独自工種等に対応したものとなることを基本的な方針として取り組んで参りました。 詳細かつ具体的な違いは、整理しておりません。	
要領2	案件番号とはどのようなものですか。	案件番号は、農林水産省独自の番号であり、発注者の契約事務システムから得られる「局コード2桁」+「年度(暦年)4桁」+「事業所コード3桁」+「整理番号4桁」の計13桁で表示される番号です。 事業所コードは、次のホームページに掲載してありますのでご確認ください。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html 整理番号は、監督職員にご確認下さい。	
要領3	打合せ簿「鑑」の納品は、押印後の紙をスキャニングして行うのか。	電子納品運用ガイドライン(案)に記載のとおり、打合せ簿「鑑」の納品は、押印付きの紙の書類をスキャニングしてPDFファイル形式に変換して提出して下さい。	
要領4	使用が禁止されている文字はどのようなものがありますか。	電子納品では、長期的な可読性を確保するため管理ファイル(XML文書)で利用できる文字を最小限に絞っています。半角カタカナ、全角数字、丸付き数字、ローマ数字、単位記号、特殊文字が使用禁止の対象となります。 詳細は、次のホームページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html	
要領5	設計業務等の電子納品要領(案)の中で定めている使用文字の制限については、報告書フォルダ内の(WORDやEXCELデータといった)オリジナルファイルのテキストまでチェックされるのですか。	電子納品要領(案)では、使用文字の規定対象を管理ファイル(XML文書)としています。ただし、留意事項に「オリジナルファイルにおいても可能な限り準じることが望ましい」としています。	
要領6	設計業務等の電子納品要領(案)の中で、業務管理項目に記入が必要な業務実績システムバージョン番号は、どこを見れば分かりますか。	業務実績システムの最新バージョン番号は、受注者側で使用する業務実績入力システム起動時の画面(左下)で確認できます。	
要領7	「工事完成図書の電子納品要領(案)」に基づいて電子納品する場合、「設計業務等の電子納品要領(案)」に記載されているようなPDFについての留意事項はないのですか。	「工事完成図書の電子納品要領(案)」ではPDFについての留意事項はありません。	
要領8	電子納品要領(案)における管理項目の中で、「現道-旧道区分」「対象河川コード」「左右岸上下線コード」については、必ず記入する必要がありますか。	「現道-旧道区分」「対象河川コード」「左右岸上下線コード」については、条件付き必須記入となっていますが、発注者の指示がない場合には記入する必要はありません。	

区 分	質 疑	応 答	備 考
要領9	工事完成図書の電子納品要領(案)において、発注者-大分類、発注者-中分類、発注者-小分類はCORINSコード表に従って入力し、発注者コードは、発注者が定めるコード(ホームページ上で公開されているコード表)に従って入力するようになっています。 発注者コードについては、発注者-大分類、発注者-中分類、発注者-小分類に基づくCORINSの発注者コードとは全く別体系の独立したデータを入力するということですか。	そのとおりです。	
要領10	土地改良工事工種体系ツリーの「工種」「種別」「細別」はどのような書籍に掲載されていますか。	農林水産省農村振興局のホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html	
要領11	「工事完成図書の電子納品要領(案)」と「電子化写真データの作成要領(案)」における工種の考え方について、前者はCORINSの工種を採用し、後者は土地改良工事工種体系ツリーの工種を採用していますが問題ないですか。	問題ありません。「工事完成図書の電子納品要領(案)」にはCORINSの工種を、「電子化写真データの作成要領(案)」には土地改良工事工種体系ツリーの工種を記載して下さい。	
要領12	OTHERS¥ORGフォルダに格納されるのは、「工事履行報告書」だけですか。「段階確認書」等は含まれないのですか。	協議により納めることは可能です。	
作成			
作成1	電子納品の成果品は、どのような方法で作成すればよいですか。	市販の電子納品作成支援ソフト等を利用し、成果品を作成することができます。	
作成2	チェック漏れがあるとどのような問題がありますか。	データベースに登録できなかったり、データベース化した際、検索等ができなくなったりする恐れがあります。 エラーのない状態のものを納品して下さい。	
作成3	CD-RまたはDVD-Rにデータを焼き付ける際のボリュームラベルはどうすればよろしいですか。	電子納品要領(案)等では、ボリュームラベルを規定していませんので、英数字で任意に記入していただいて結構です。	
作成4	農林水産省のチェックシステムは、公開していますか。	農林水産省では、平成19年度から農林水産省農業農村整備事業版の電子納品チェックシステムを公開しています。電子成果はチェックシステムによりチェックを行い、エラーがないことを確認する必要があります。 電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)は、次のホームページで入手できます。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html	

区 分	質 疑	応 答	備 考
作成5	電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)で検査する項目を明示した資料はありますか。	「電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)」のwebサイト(http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html)の「電子納品チェックシステム(平成26年5月版)について」として掲載している資料に、チェック項目を明示しています。	
ソフト関係			
ソフト1	作成ソフトは、全国統一しないのですか。	作成ソフトは数社から販売されており、成果品が必要要件を具備しているため、統一の必要はないと考えています。	
ソフト2	入力するにあたり、対応アプリケーションソフトウェアはないのですか。	市販の電子納品作成ソフトをご利用下さい。	
ソフト3	PDFファイルの作成方法を教えて下さい。	作成ソフトの説明書を参照して下さい。	
ソフト4	PDFファイルを閲覧するAcrobat Readerのバージョンの規定はありますか。	バージョンの規定は設けていません。	
ソフト5	ワープロ等のオリジナルファイルを利用するために作成したソフトを発注者も所有しなくてはならないのでしょうか。また、所有しないと事実上二次利用が出来ずCALSの意味がなくなるのではないのでしょうか。	最低限のライセンスは必要です。受発注者間での協議のうえ使用するソフトを決めて下さい。	
ソフト6	電子納品の対象の書類を作るアプリケーションソフトは、受発注者とも同じソフトでなければ成果品を見ることができないのではないのでしょうか。	利用するソフトウェアについては協議で決める必要があります。必ずしも、発注者と受注者が同一のソフトウェアを使う必要はありません。両方で電子データを交換するときに、適正にデータをやりとりできるソフトであれば問題ないと考えます。	
図面関係			
図面1	CADのデータは、どの規定に基づき作成するのですか。	「電子化図面データの作成要領(案)」及び「電子化図面データ作成運用ガイドライン(案)」に基づき作成して下さい。	
図面2	図面のオリジナルファイルとされているCADを教えてください。	電子納品では特定のCADソフトウェアを指定するような規定はありません。納品時の形式がSXF(P21)となっていればよいので、変換ソフト等を利用して納品することとなります。しかしながら、SXFへの変換も完全ではないことから電子納品運用ガイドライン(案)ではオリジナルファイルも納品をお願いしています。	
図面3	図面をCADデータで受け取る際に、CADソフトやフォーマット形式はどのように考えるのですか。	「電子化図面データの作成要領(案)」では、図面のフォーマット形式は原則としてSXF(P21)形式と規定しています。 なお、実施中の交換フォーマットは受発注者間で協議し、決定しておく必要があります。	
図面4	図面データの交換フォーマットは、SXFとなるが、使用ソフトは統一しないのですか。	SXFについては、使用ソフトを限定しないことを目的に作成されております。	

区 分	質 疑	応 答	備 考
図面5	設計業務における土質調査業務において作成する図面の責任主体は、S(測量)かD(設計)かどちらが正しいのか。	「地質・地質・土質調査電子納品要領(案)」において、図面形式で納品される成果物は、「電子簡略柱状図(P.2-13)」、「地質平面図(P.3-22～23)」、「地質断面図(P.4-31～32)」であり、いずれもレイヤ名の責任主体は「S」を使用して下さい。 なお、設計業務(「電子化図面データ作成要領(案)」)で作成する図面については、レイヤ名の責任主体は「D」を使用して下さい。	
写真関係			
写真1	写真のデータは、どの規定に基づき作成するのですか。	「電子化写真データの作成要領(案)」に基づき作成して下さい。	
写真2	「電子化写真データの作成要領(案)」では、記録画像ファイル形式をJPEG、有効画素数100万画素程度と規定しているが、高画素数のデジタルカメラも登場している。この数値は妥当なものといえるのか。	黒板の文字が判読できる程度として有効画素数100万画素程度を設定しています。 また、有効画素数を大きくしすぎると、電子媒体の枚数が増えたり、電子納品物保管管理システムの記録容量が多く必要であったりするため、適切な解像度により撮影を行って下さい。	
写真3	パノラマ写真(つなぎ写真)が必要な場合はどのように納品するのですか。	電子化写真データの作成要領(案)では、信憑性を考慮し、原則として、回転や明るさの補正を含め、写真の編集を認めないこととしています。 つなぎ写真を電子成果品とする場合は、つなぎ合わせた後の写真をJPEG形式でスキャンしたものを提出して下さい。	
写真4	写真の枚数が多く、納品CD-R又はDVD-Rが複数に及ぶが、対応策はないか。	納品CD-R又はDVD-Rが増える要因は、写真ファイルの量と質によることが多く見受けられます。不必要な写真は整理して納品対象としないことで、写真の枚数を適当にしたり、撮影時の写真の有効画素数の設定を適切なものとしてデータ容量を低減することで、写真ファイルの整理が可能です。	
写真5	工事写真を整理する場合、代表写真はどのように整理したらよいですか。	代表写真は、工事の全体概要や当該工事で重要となる写真を1工種あたり1～2枚必ず選定し、電子化写真データの作成要領(案)における写真管理項目の「代表写真」項目に“1”を記入して下さい。	
写真6	提出頻度写真の項目はどのように入力すればよいのか。	提出頻度写真については、国土交通省における写真管理基準(案)における用語で、農林水産省に該当する基準はありません。電子化写真データの作成要領(案)における写真管理項目の「提出頻度写真」項目に“0”を記入して下さい。	
写真7	電子納品チェックシステムのファイル更新日付チェック機能について、エラーとなった写真、参考図は納品できないのか。	ファイル更新日付チェック機能については、写真ファイル更新日の修正がないかのチェック機能で、デフォルト設定ではOFFとなっております。エラーとなっても納品は可能です。修正の有無については監督職員と協議願います。	
写真8	電子納品チェックシステムのEXIF日付チェック機能について、エラーとなった写真、参考図は納品できないのか。	EXIF日付チェック機能については、JPEGファイルの修正がないかチェック機能で、デフォルト設定ではOFFとなっております。エラーとなっても納品は可能です。修正の有無については監督職員と協議願います。	

区 分	質 疑	応 答	備 考
電気通信設備			
電気通信1	電子化写真データの作成要領(案)平成23年3月を適用する場合、写真管理項目の基礎情報「適用要領基準」には、どのように入力すれば良いか。	「農村振興電通201103-01」と入力して下さい。	
機械設備工事			
機械設備1	電子納品運用ガイドライン(案)機械設備工事編【工事】6-9 台帳【K-LDR】も「揚排水ポンプ設備」が、施設台帳フォルダ、機器台帳フォルダの対象となっていますが、全ての「揚排水ポンプ設備」で行うのですか。	指摘のとおり「揚排水ポンプ設備」は施設台帳ファイル、機器台帳ファイルの電子納品対象工種となっていますが、当面の間、試行で運用しますので試行対象工事のみ記入して下さい。	
機械設備2	事前協議チェックシート(機械設備工事用)の「(2)適用要領・基準類」にH23.4の写真要領が記載されていないが、どこに記入すれば良いか。	チェックシートが改定されるまでは、備考欄に「電子化写真データの作成要領(案) □ H23.4」を記載し、チェックして下さい。	
機械設備3	電子化写真データの作成要領(案)平成23年3月を適用する場合、写真管理項目の基礎情報「適用要領基準」には、どのように入力すれば良いか。	「農村振興機械201103-01」と入力して下さい。	
XML、DTD			
XML1	XML、DTDについて教えて下さい。	XMLとは、Web上の情報交換に有効なデータ記述言語で、システム間の文書交換の互換性やデータの保存性が高く、成果品の管理ファイルの作成に利用しています。また、農林水産省内で運用する電子納品物保管管理システムにおいて、電子納品データを扱う場合に活用されます。 DTDとは、XMLの文書構造を定義したもので、要素名、順番などが記述されており、正しくXMLファイルが作成されているかを確認します。	
XML2	XML、DTDはどのように作成するのですか。(ソフトは)	XMLは、エディタで作成可能ですが、電子納品の作成ソフトも利用できます。 DTDは、次のホームページで入手できます。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html なお、ダウンロードしたDTDは、修正しないで下さい。	
XML3	XML、DTDを利用し、閲覧できるソフトはありますか。	XMLは、ブラウザソフト(インターネットエクスプローラ、ネットスケープ等)、テキストエディタ、ワープロソフト等で閲覧することができます。 DTDは、通常閲覧できません。	
XML4	XMLは、どのようにチェックするのですか。	管理ファイル(XML)について、電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)により確認して下さい。	

区 分	質 疑	応 答	備 考
完了(完成)検査			
検査1	成果品の検査は、電子データで行うのですか。	電子納品対象書類については、CD-R又はDVD-Rの内容(文書、フォルダ構成等)が検査対象となります。可能な限り電子データによる検査を行います。詳細は受発注者協議により決定して下さい。	
検査2	CD-R又はDVD-Rの構成が、電子納品要領(案)どおりに作成されているかも、検査の対象なのでしょうか。	そのとおりです。	
検査3	完成検査時の具体的な検査方法・項目は、何に基づき行えばよいのですか。	工事における電子納品の検査は、電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】に基本的な考え方を記載しています。	
検査4	ウィルス対策では、最新のウィルス対策ソフトを使用するとあるが、いつ時点を持って最新とするのですか。	ウィルスチェック時点です。	
参考			
参考1	電子納品に関するQ&Aはどこにありますか。	次のホームページにあります。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html	
参考2	電子納品で参考になるサイトはありますか。	・「農業農村整備事業の電子納品要領等」webサイト http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html ・(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC) http://www.aric.or.jp/ ・(財)日本建設情報総合センター(JACIC) http://www.cals.jacic.or.jp/ ・(社)日本建設業連合会 ICT部会 http://www.nikkenren.com/doboku/ict/sec_link/index.html	
参考3	次のアドレスにて公開されている農業農村整備事業の電子納品要領(案)等の書籍は刊行されているのですか。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html	農業農村整備事業の電子納品要領(案)等の書籍は刊行していません。当該アドレスからダウンロードして下さい。	